



3足教教教発第2005号
令和4年1月11日

足立区監査委員 様

足立区教育委員会

令和3年度定期監査(第二期)結果報告に対する措置について

令和3年11月24日付3足監発第1258号により提出された令和3年度定期監査(第二期)結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

ア 保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について
＜私立保育園課＞

2 意見・要望事項

なし

3 措置内容

別紙のとおり

担当 教育委員会事務局教育指導部
教育政策課教育政策 井上 内線3517

(1) 指摘事項

所管課 私立保育園課

指 摘 事 項	措 置 内 容 等
<p>ア 保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について</p> <p>私立保育園課（以下「所管課」という。）では、「令和2年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、感染症の拡大防止を図るため、保育所等で使用するマスクや消毒液等の感染症対策物品の購入等に係る経費を補助する事業を行った。補助金の交付にあたっては、交付要綱に掲げる交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類等（以下「領収書等」という。）を審査し、交付決定を行うこととされていた。</p> <p>この補助金交付に係る審査状況について監査したところ、申請者の積算誤りにより、二重計上や合計額へ計上されていない支払金額があったことから、交付申請額と領収書等の合計額が一致しないものがあり、所管課の審査においてこれを見落していることが認められた。</p> <p>その結果、交付決定金額に誤りが生じ、一部の補助金が交付されていないかった。</p> <p>こうした事務処理は、交付要綱及び足立区補助金等交付事務規則に照らし、不適切である。今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を図られたい。</p>	<p>1 事実関係及び原因</p> <p>私立保育園課（以下、「当課」という。）の審査において、提出された領収書の写し、付表（エクセルシート）及び交付申請書の金額の突合は行いました。しかし、区が用意した付表の合計金額欄には予め計算式を設定していましたが、申請者から提出されたエクセルシートの計算式が壊れてしまっていたため、合計金額に誤りがあることに気付きませんでした。</p> <p>また、通常複数で書類のチェックを行っていましたが、申請者に書類の修正を依頼し、一部書類を差替えた際、そのチェックを漏らしてしまい、誤りに気付きませんでした。</p> <p>2 是正措置</p> <p>監査指摘を受けた補助金については、改めて交付要綱に基づいて審査を行い、支払いがされていなかった差額を令和4年1月上旬に申請者に対して支給しました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>当課では、当該補助金の申請書における付表を改良し、付表の計算式が壊れないようなシステム上の措置を講じます。</p> <p>また、申請者に書類の修正を依頼し、一部書類を差替えた際に検算等のダブルチェックが漏れていたことが原因の一つであるた</p>

め、通常の審査時だけでなく、書類の差替えを行った際も複数で
検算等のダブルチェックを行うよう徹底します。

上記防止策に加え、今回の事例を参考に、各申請者に対し付表
の取扱上の注意事項を周知します。